

唐津市建設工事最低制限価格の 事後公表(試行)について

唐津市ではこれまで、市が発注する建設工事において最低制限価格を事前公表としていました。

しかし、最低制限価格を事前に公表することは、事業者の皆様の見積り努力を損なうことにつながるため、事後公表に向けた検討を進めているところです。

そこで、令和4年4月1日から一部の工種で最低制限価格の事後公表を試行的に導入します。

1 対象工種

- ✓ **土木一式工事** (予定価格 4,000 万円以上の工事)
- ✓ **水道施設工事** (予定価格 1,200 万円以上の工事)
- ✓ **舗装工事** (予定価格 4,000 万円以上の工事)

➤工事費の設計積算に採用している特殊単価の割合によっては、従来どおり最低制限価格を事前公表とする場合があります。

➤価格その他の条件を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式」による入札の最低制限価格は、従来どおり事前公表とします。

2 適用時期

- ✓ **令和4年4月1日以降**に入札公告又は指名通知をする建設工事から適用します。
- ✓ 試行の効果や課題を適切な時期に検証し、今後の方針を決定します。

3 その他

- ✓ 予定価格は、従来どおり事前公表とします。
- ✓ 対象となる工種以外の最低制限価格は、従来どおり事前公表とします。

最低制限価格の算定方法 (令和4年4月1日から計算式が変わります)

一般管理費等の算入率を引き上げます。

(旧) 10分の5.5 ⇒ (新) 10分の6.8

最低制限価格の範囲 (予定価格の3分の2から100分の92)、直接工事費・共通仮設費・現場管理費の算入率は従来どおりで変更はありません。

留意事項

最低制限価格をはじめ、市建設工事等に関して公表されていない情報を市職員などから聞き出そうとする行為は、情報入手の有無にかかわらず指名停止措置 (6か月以上)の対象になります。